

令和7年 富士見町 規則

第 17 号

富士見町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町財務規則の一部を改正する規則

富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第75条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定による寄託は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、町長が認める方法を利用した場合を含むものとする。

様式第105号中「(備考)保証証書の原本及び写し2部を添付すること。」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。